

## 1 不当な差別的取扱いの具体例

- 「不当な差別的取扱い」は、サービスの提供等について、障害を理由として、障害のある人を障害のない人よりも不利に扱うことです。（対応要領8ページ参照）  
障害の有無にかかわらず、実際に同様の扱いとなる場合は、不当な差別的取扱いではありません。
- ここに記載している不当な差別的取扱いの具体例はあくまでも例示であり、これらに限られるものではありません。担当する行政分野以外の事例も参考にしてください。

### 【共通の類型】

- ・ 障害を理由として、一律にサービスを提供せず（施設等の利用を拒み）、制限し、又は条件を付ける。
- ・ 障害者本人の意思を確認せず、一方的に提供するサービスの内容を決定する。  
\* 本人の意思を確認することが困難な場合には、家族や介助者の補助を得て確認してください。
- ・ 障害者に対し必要な情報を提供し、又は障害者から意思の表示を受けることについて、拒否し、制限し、又は条件を付ける。  
\* 本人を無視して、同行者のみに話しかけることもこれに当たります。
- ・ 障害を理由にわずらわしそうな態度を取り、又は傷付けるような言葉をかける。  
\* 人格を否定したり尊厳を損なったりするような対応は許されません。

### 【福祉】

- ・ 本人の意思を確認せず、障害者支援施設等への入所を決める。
- ・ 親に障害があることを理由に、その子どもの保育所入所を認めない。

### 【医療】

- ・ 障害の状態や求められる配慮等を聞こうとせず、診療を断る。
- ・ 本人の意思に反し、又は意思を確認せずに入院させる。

### 【教育】

- ・ 入学（入級）や学校行事への参加の条件として保護者等の介助や付添いを強制する。
- ・ できないと決め付けて、授業中に障害のある児童・生徒を無視する。

### 【公共施設・公共交通】

- ・ 障害の特性や補助用具の使用を理由に、一律に施設への入場や交通機関の利用を断る。
- ・ 身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴して施設や交通機関を利用することを拒む。

### 【窓口・情報コミュニケーション】

- ・ 障害で意思表示がうまくできないことを理由に、話を聞こうとしない。
- ・ 聴覚障害を理由に、一律に手話通訳者の同席を対応の条件にする。
- ・ 障害のある人から提供を求められた資料について、「どうせ分からないから」と応じない。

### 【その他】

- ・ 申請者に障害があることを理由に、許可等をしない（資格を与えない）。
- ・ 不特定多数を対象にする講座等において、「手話通訳、要約筆記なし」と表示し、聴覚障害のある方が実質上参加できない。

※ できる限りの配慮等を尽くしてもなおやむを得ないと言える場合は、不当な差別的取扱いには当たりません。（6ページ参照）